

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：令和7年度E-5LK（検証機）の訓練におけるインマルサット衛星通信
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：現 地
- (4) 履行期間：令和8年3月2日～令和8年3月6日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。（全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年2月4日までに提出すること）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/g sdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年2月6日（金） 14時30分

6 落札決定方法

- (1) 固定費と通信料を合計した予定総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

- (1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
(2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「精算要領に関する特約条項」

10 その他

- (1) 郵便による入札とする。
(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
電信電話による入札は認めない。
(3) 送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送（持参）し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）
(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
(5) 入札における消費税の取り扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
イ 入札金額に非課税部分がある場合は、入札書に記載された金額のうち、対象となる金額の備考欄にその内訳を記載すること。
(6) 開札後、落札者に連絡する。（当日中を基準とする。）

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：井口）
TEL 096-368-5111（内線3585）
FAX 096-368-3579

12 仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面総監部情報部情報課（担当：久連松）
TEL 096-368-5111（内線2331）

精算要領に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、令和7年度E-5LK（検証機）におけるインマルサット衛星通信について規定する。

(契約金額)

第2条 通信料金については、実費精算とし請求に基づき確定するものとする。

2 固定費は〇〇〇〇〇円とし、うち、〇〇〇〇〇円を非課税とする。

(代金の請求)

第3条 乙は、適法な請求書に、その料金が適正な料金であることを証明できる書類を添付し提出するものとする。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
令和7年度 E-5LK (検証機) の訓練 におけるインマルサット衛星通信	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和8年1月14日	
	変更	年 月 日	
	作戦部隊等名	西部方面総監部情報部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する情報収集UAV（広域用）（以下、E-5LK（検証機）という。）2機の訓練におけるインマルサット衛星通信について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GRD-Z000898による。

1.2.1 UAV

Unmanned Aerial Vehicleの略であり、人間が搭乗せず、自律的又は遠隔的に運用される航空機のことをいう。

1.2.2 情報収集UAV（広域用）

フジ・インバックス社が製造したUAVであり、E-5LK（検証機）のことをいう。

2 インマルサットによる衛星通信（データ伝送）に関する要求

2.1 通信の内容

a) 制御用通信

E-5LK（検証機）の安全かつ円滑な遠隔操作に必要な通信（データ伝送）が可能

b) 画像用通信

E-5LK（検証機）が撮影しているリアルタイムな画像の継続的かつ円滑な通信（データ伝送）が可能

2.2 使用端末

E-5LK（検証機）に設置された衛星通信端末 Hughes 9450E

2.3 回線の数

E-5LK（検証機）機体2機分の2回線

2.4 通信量

一日1回線当たり425MBを想定

2.5 使用の時期

令和8年3月2日から3月6日の5日間（1日4時間）

2.6 使用場所

伊是名場外着陸場（沖縄県）

3 その他の指示

3.1 保 全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。

また、本契約終了後も同様とする。

